

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額にて求人者へ返還致します。

【返還する紹介手数料の割合】

入社後 1 週間未満に退職した場合： 紹介手数料の 100%

入社後 1 週間以上 1 ヶ月未満に退職した場合： 紹介手数料の 50%

入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満に退職した場合： 紹介手数料の 25%

【返金の手続きに関する事項】

返金時の振込手数料については、当社（紹介会社）の負担とします。

本制度による返金の適用を受ける場合、求人者は、採用決定者の退職から 1 週間以内に退職した旨を当社へ通知するものとします。退職から 1 週間を超えた後に当社が連絡を受けたものに関しては、原則として返金を行わないものとします。

【返戻金制度の適用除外】

以下のいずれかに該当する場合は、紹介手数料を返還しないこととします。

求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者が一身上の都合にて退職した場合。

退職の事由が、求人者の責による解雇、または求人者に起因する退職であると認められる場合。

※なお、返戻金制度については、個別の契約書（基本契約書）により別途の定めをする場合があります。